

添付法令資料 3 :

加工食品の登録に関する2023年9月4日付インドネシア共和国医薬品食品監督庁規則
No. 23 (目次)
同月 11 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 登録手続
 - 第 1 節 通則 (第 6 条ないし第 14 条)
 - 第 2 節 アカウント登録 (第 15 条ないし第 19 条)
 - 第 3 節 新規登録 (第 20 条ないし第 22 条)
 - 第 1 款 低中リスク等級の新規登録 (第 23 条)
 - 第 2 款 中高リスク等級の新規登録 (第 24 条ないし第 26 条)
 - 第 3 款 高リスク等級の新規登録 (第 27 条ないし第 31 条)
 - 第 4 款 複数の製造施設において企業により製造される加工食品の新規登録 (第 32 条)
 - 第 5 款 類似した加工食品の新規登録 (第 33 条)
 - 第 4 節 変更登録 (第 34 条ないし第 39 条)
 - 第 1 款 企業アカウントのデータ変更に対する変更登録 (第 40 条ないし第 42 条)
 - 第 2 款 加工食品のマイナーなデータ変更に対する変更登録 (第 43 条)
 - 第 3 款 加工食品の主要なデータ変更に対する変更登録 (第 44 条ないし第 46 条)
 - 第 5 節 再登録 (第 47 条及び第 48 条)
- 第 3 章 登録期間 (第 49 条)
- 第 4 章 登録料 (第 50 条及び第 51 条)
- 第 5 章 再審査 (第 52 条)
- 第 6 章 PB-UMKU (事業活動を支援するための事業許可) の有効期間 (第 53 条)
- 第 7 章 PB-UMKU 保有者の義務 (第 54 条及び第 55 条)
- 第 8 章 再評価 (第 56 条ないし第 58 条)
- 第 9 章 特段の事由における登録サービス (第 59 条)
- 第 10 章 BTP (食品添加物) の登録 (第 60 条)
- 第 11 章 行政処分 (第 61 条)
- 第 13 章 (原文ママ) 経過規定 (第 62 条ないし第 64 条)
- 第 14 章 終則 (第 65 条及び第 66 条)